

(3)補助金見直しの基本的な視点に関する評価					(4)補助金見直しの新たな視点に関する評価					(5)今後の方向性及び内容														
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正であるか		団体運営補助でない		補助金としての支出が適正である		補助交付先の選定方法が適切である		補助交付先の財政状況を把握し勘案している		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等)
評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明			
3	自治会運営に対する交付金であり、直接町民の福祉向上につながっている。	3	補助要綱において諸条件が決まっており、団体間の不公平もない。	3	近隣市町も同様な制度があり、行政関与の必要性がある。	2	効果を客観的指数で表すことができない。また本交付金制度の存在は少ない。	2	団体運営補助であり、対象経費の繰りもなく、行政需要には合致しない。ただし近隣市町で同様の制度は存在する。	3	額については、近隣市町と比較して妥当であるが、補助率が10/10。	0	団体の運営補助であり、合理的理由はない。	3	自治会の運営に寄与し、町民福祉の向上に対しては、適当である。しかし、対象経費等の定めがなく具体的な目的性に欠ける。	3	非公募であるが自治会以外の団体に交付先はあり得ない。	0	把握はしていない。当該交付金がない場合の実態についても把握はしていない。	5	再補助は実施していない。	27	■見直し	制度縮小の方向で慎重に検討を行う。実施時期については、平成25年度から平成28年度で削減見直しを行った経緯を踏まえ検討を行う。
4	交通安全協会等の活動のための補助金であり、広く町民の安全・安心の向上につながっている。	3	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	近隣市町の同様な制度の有無は様々だが、行政関与がないと活動の存続が難しいと思われる。	3	効果が目に見えて表れる案件でないが、住民意識を高めるために必要な事業であると思われる。	2	補助金額に明確な基準がなく、ボランティア性の高い事業であるので、見直しの余地がある。	0	補助率が10/10となっており、合理的な理由もない。	3	団体運営補助ではあるが、活動内容が第2次総合計画において、主な取り組みのひとつとなっている。	3	各団体に様々な活動を実施していただいている。活動する内容・参加回数・発費物品購入数など異なるため、町による直接執行や委託はそくわない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内にないが、公募は馴染まない。	3	補助金が収入のほぼ100%を占めているが公益性のあるボランティア団体でありやむを得ない。	5	再補助は実施していない。	34	■継続	
4	集会所等町民が利用する施設に対する補助金であり福祉向上につながる。	5	補助要綱において諸条件が決まっており、団体間の不公平もない。	4	近隣市町も同様な制度があり、行政関与の必要性がある。	2	効果を客観的指数で表すことができない。集会所の資産形成に寄与し、施設利用者には十分な効果はある。	4	町所有の施設に対する補助であり、実施主体を自治会とすることには妥当性がない。ただし利用者として折半するところには妥当性がある。	3	額及び率とも近隣市町と比較して妥当である。ただし、上限額は他市町の方が厳しい設定である。	5	事業補助であり適当である。	3	対象施設に町所有の集会所等があり補助金支出は不適当であるが、実質的に自治会が維持管理していることや、自治会所有の補助対象施設がある。	3	自治会以外の団体に交付先はあり得ないが、選定方法は適当である。	3	把握はしていないが、施設修繕の場合に限りやすく、該当団体の健全な財政運営には寄与していると考えられる。	5	再補助は実施していない。	43	■継続	
3	防犯活動のための補助金であり、広く町民の福祉向上につながるが、地域間の不公平は存在する。	3	補助要綱にて交付先は明確となっており、旧大会のみ活動団体が存在するため、地域間の不公平は存在する。	3	近隣市町の同様な制度があり、行政関与がないと活動の存続が難しいと思われる。	2	効果が目に見えて表れる案件でないが、夜間見回りや防犯の啓発などにより町民への防犯意識の向上につながっている。	2	補助金額に明確な基準がなく、ボランティア性の高い事業であるので、見直しの余地がある。	0	補助率が10/10となっており、合理的な理由もない。	3	団体運営補助ではあるが、活動内容が過疎地域自立促進計画において、取り組みのひとつとなっている。	3	各団体に様々な活動を実施していただいている。活動する内容・参加回数・発費物品購入数など異なるため、町による直接執行や委託はそくわない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内にないが、地域間に差がある。	3	補助金が収入のほぼ100%を占めているが公益性のあるボランティア団体でありやむを得ない。	5	再補助は実施していない。	30	■見直し	地域間で、防犯団体の有無の差があり公平性にかける。警察主体の防犯協会と連携することを視野に入れ、慎重に見直しを行う。
4	生活に密着した防犯灯のための補助金であり、広く町民の安全・安心につながっている。	4	補助要綱において諸条件が決まっており、団体間の不公平もない。	3	近隣市町の同様な制度の有無は様々だが、行政関与の必要性はあると思われる。	3	効果を客観的指数で表すことができないが、生活の中で、十分な効果は実感できる。	3	町設置の器具に対する補助であり、管理主体を自治会とすることには妥当性がない。	3	補助率が1/2を超えている。	5	団体運営補助ではない。	3	直接執行も可能だが、維持管理は区がしているため、現在の形が適正であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内にないが、公募は馴染まない。	0	把握はしていない。当該交付金がない場合の実態についても把握はしていない。	5	再補助は実施していない。	36	■継続	
4	補助の対象となる施設は、町民の安全・安心を確保する上で必要不可欠なもので、補助金の公益性は高い。	5	交付要綱で交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	消防団の積載車やポンプ等を格納するための施設であること、また消防団活動や消防施設の充実の観点から、自治会のみならず行政も関与すべきものである。	2	施設の整備自体は直接住民には効果はないが、消防団における消火活動、啓発活動などは、広く住民に効果が波及している。	4	交付要綱で明確な基準が示されており、他市町と比較しても妥当と思われる。	3	補助率が10/10となっている部分もあるが、町所有のポンプや積載車を格納するためのものであり、合理的な理由と云える。	5	団体運営補助ではない。	5	自治会所有の建物を修繕、撤去、新築するものであるため、事業主体は自治会とし、補助金として支出するのが適当であると思われる。	5	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内にないが、選定方法は適正である。	0	単年度補助であり、自治会、消防団の財政状況は把握していない。	5	再補助は実施していない。	42	■継続	
4	補助金の対象となる施設の電気代であり、町民の安全・安心を確保する上で必要不可欠なもので公益性は高い。	4	補助要綱において諸条件が決まっており、団体間の不公平もない。	3	近隣市町の同様な制度の有無は様々だが、行政関与の必要性はあると思われる。	3	効果を客観的指数で表すことができないが、住民の安全・安心の観点から、十分効果は実感できる。	3	町が補助し整備した施設の電気代であり、自治会が維持管理している性質から、妥当性がある。	3	ほぼ100%の補助のため、不適合ではあるが、性質上妥当性がある。	5	団体運営補助ではない。	5	維持管理は区がしているため、現在の形が適正であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内にないが、公募は馴染まない。	0	把握はしていない。当該交付金がない場合の実態についても把握はしていない。	5	再補助は実施していない。	38	■継続	
4	総合計画にも自主防災活動の活性化を掲げており、町民の安全・安心を守るために必要不可欠であり、公益性は高い。	4	各自主防災組織に募集を行い、公平に実施されている。不公平でなく、交付先は特定団体に固定されていない。	3	防災については、公助だけでなく自助、共助が必要不可欠であり、自主防災組織の育成を行ううえに必要性がある。	3	有事に備えての資機材等の整備ということでも、すぐ活用するということではないが、防災意識の向上が図られている。	4	近隣では100%補助、70%補助のところもあり、1/2補助は過大ではない。上限も5万円に設定されており妥当と思われる。	3	一部の事業については10/10の補助率である。ただし、1/2の補助率の事業も存在する。	5	補助対象が明確になっている。	5	対象経費に対し補助金として支出が適正である。	5	公募を行っており、適正である。	0	自治会イコール自主防災組織として考えているが、自治会の財政状況は把握していない。	5	再補助は実施していない。	41	■継続	